

令和7年度（2025年度） 道路交通騒音に係る環境目標達成状況

(1) 道路交通騒音に係る環境目標達成状況（幹線道路の特例を適用する路線）

道路の種類	調査路線数	調査地点数	達成していた調査地点数		
			昼間	夜間	一日
			6:00～22:00	22:00～6:00	
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0	0
国 道	2	8	7	4	4
府 道	12	15	15	15	15
市 道	2	2	2	2	2
計	19	32	30	27	27

(2) 道路交通騒音に係る環境目標達成状況（全体）

道路の種類	調査路線数	調査地点数	達成していた調査地点数		
			昼間	夜間	一日
			6:00～22:00	22:00～6:00	
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0	0
国 道	2	8	7	4	4
府 道	12	15	15	15	15
市 道	2	2	2	2	2
計	19	32	30	27	27

道路に面する地域における環境目標

地域の区分	目標値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

目標値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
70dB以下	65dB以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

上表の目標値を達成した幹線交通を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の目標値を達成するように努める。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道。(市道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
 - (2) (1) に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m